

(会計処理の方法の変更)

送電線路等に係る地役権の減価償却の実施

電気事業法の改正により、平成 17 年度から託送供給等の業務に関する会計整理が適用され、託送供給に係る原価をより適切に算定するための仕組みが整備されたことに伴い、非償却資産として取り扱っていた送電線路等に係る地役権について、送電線路等の設備使用期間に応じて取得原価を適正に配分し、より適切な原価算定を行うため、当期より減価償却を実施している。

減価償却の方法は、地役権が設定されている主な設備である架空送電線路に準じて 36 年を耐用年数として、定額法により実施している。なお、既存の地役権については、平均残存年数を耐用年数としている。

これにより、当四半期の減価償却費は 10,325 百万円増加し、営業利益、四半期経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ同額減少している。

使用済燃料再処理等引当金の計上方法

使用済核燃料再処理引当金については、従来、使用済核燃料再処理引当金に関する省令（昭和 58 年通商産業省令第 21 号）の規定に基づき、再処理費の期末要支払額の 60% を使用済核燃料再処理引当金として計上してきた。しかし、「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」（総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告 平成 16 年 8 月 30 日）により、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料について、再処理施設の廃止措置費用など、従来、未確定であった部分のバックエンド費用も合理的な見積もりが可能となったことから、使用済核燃料再処理引当金に関する省令を廃止する省令（平成 17 年経済産業省令第 83 号）が施行されるとともに、電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）が改正された。このため、当期から、改正後の電気事業会計規則により、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて現価方式により使用済燃料再処理等引当金に計上する方法に変更している。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、使用済燃料再処理等費は 13,697 百万円増加し、営業利益、四半期経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ同額減少している。